

広島県犯罪被害者等支援条例《素案》に関する意見募集について

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、本県における犯罪被害者等支援の推進を図るため、広島県犯罪被害者等支援条例の制定を目指して検討を進めており、この度、計画の素案を取りまとめました。

ついては、この素案について、県民の皆様の御意見を幅広くお聴きするため、次のとおり意見募集を実施します。

1 募集内容

広島県犯罪被害者等支援条例《素案》に対する御意見

2 募集期間

令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）
（郵送の場合は、最終日の消印有効）

3 資料の公表等

公表資料は、県ホームページで掲載するほか、行政情報コーナー等で閲覧できます。

(1) 県ホームページ

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/43/higaisyajorei.html>

(2) 閲覧場所

- ・ 環境県民局県民活動課（県庁東館7階）
- ・ 行政情報コーナー（県庁南館1階）
- ・ 各総務事務所（支所）総務課（総務第二課）※次頁に住所・電話番号を記載

4 意見の提出方法

「御意見記入用紙」※に住所（市区町名まで）、年齢及び御意見を記入して、次のいずれかの方法により提出してください。電話による御意見の受付は行っておりません。

【郵 送】 〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県環境県民局県民活動課

【ファクシミリ】 082-227-2549

【電子メール】 kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp
（件名に「広島県犯罪被害者等支援条例《素案》に対する意見」と記入してください。）

【電子申請】 県ホームページの記入フォームから送信

※「御意見記入用紙」は、県ホームページから取り出して入手してください。

5 提出された御意見・個人情報の取扱い

御意見は、条例策定の参考とします。

御意見に対する個別の回答は行いませんが、個人が識別される情報を除いた上で、同趣旨の内容をまとめ、御意見に対する県の考え方として県ホームページで公表する場合があります。

資料公表場所一覧

資料は、県ホームページのほか、次の場所でも閲覧できます。

閲覧場所	所在地	電話番号	
環境県民局県民活動課（県庁東館 7 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2744	
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2380	
西部総務事務所	総務課	広島市中区基町 10-52	082-513-5483
	総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
	呉支所 総務課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	東広島支所 総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部総務事務所	総務課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	総務第二課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部総務事務所	総務課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
	総務第二課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※ 行政情報コーナーを除く閲覧場所は、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、12 時から 13 時を除く）

※ 行政情報コーナーは、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 45 分から 17 時まで